

令和8年度

小砂川港第一防波堤灯台撤去工事

仕 様 書

第二管区海上保安本部

I 工事概要

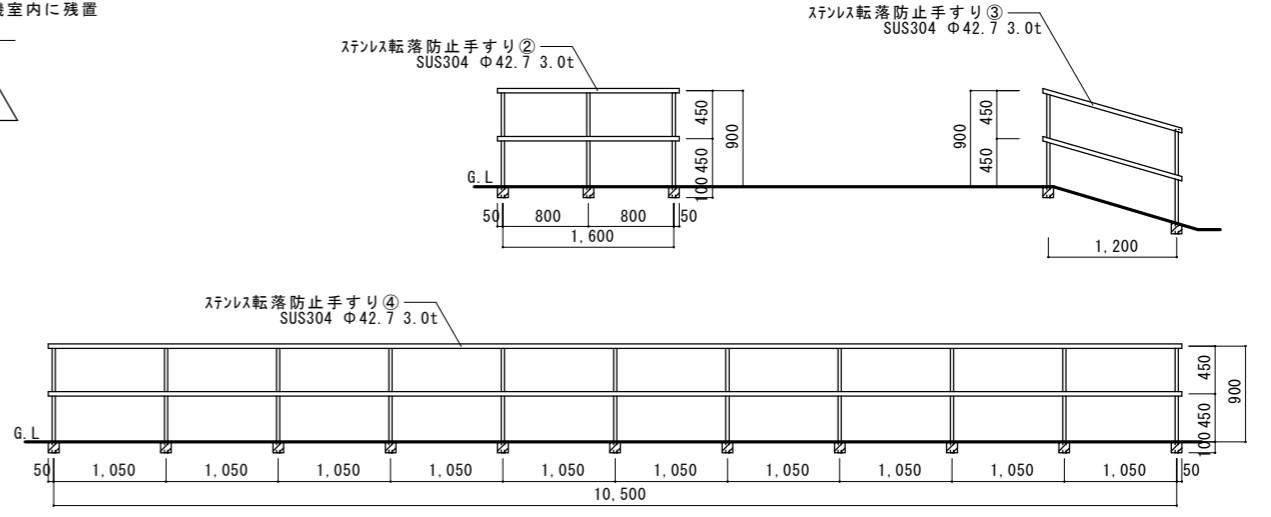
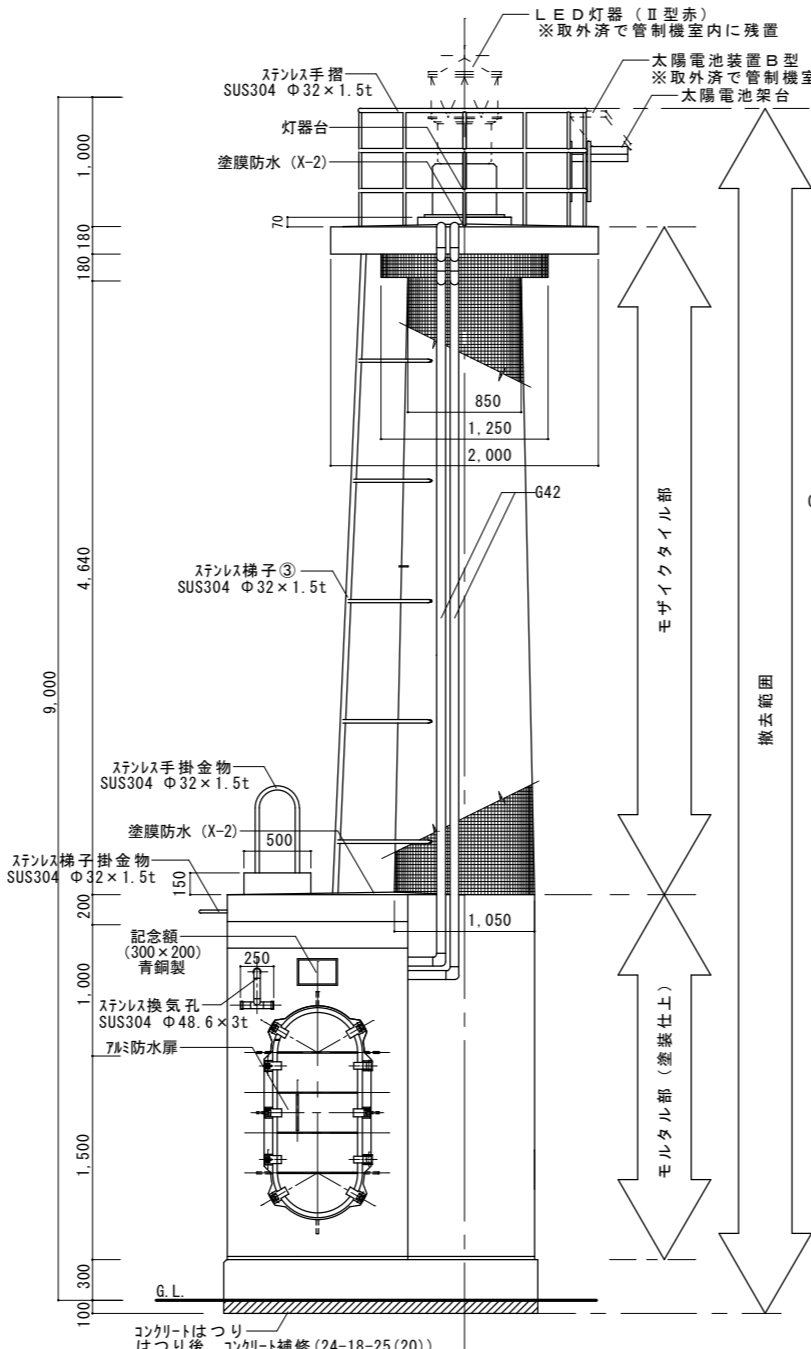
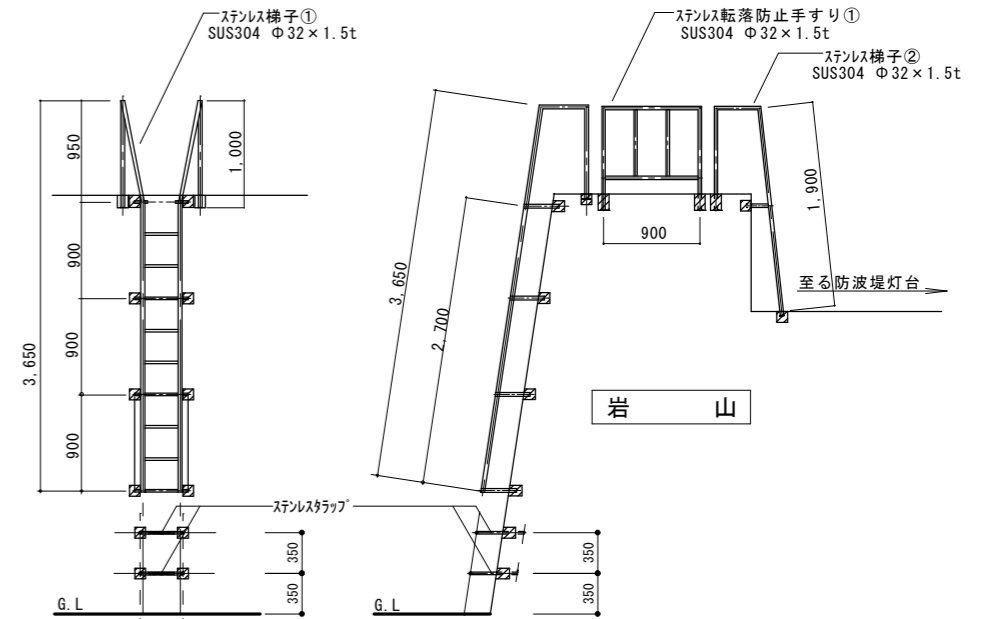
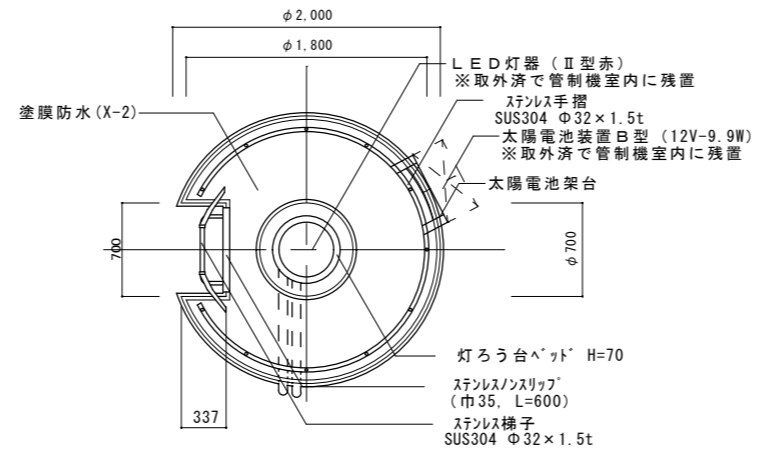
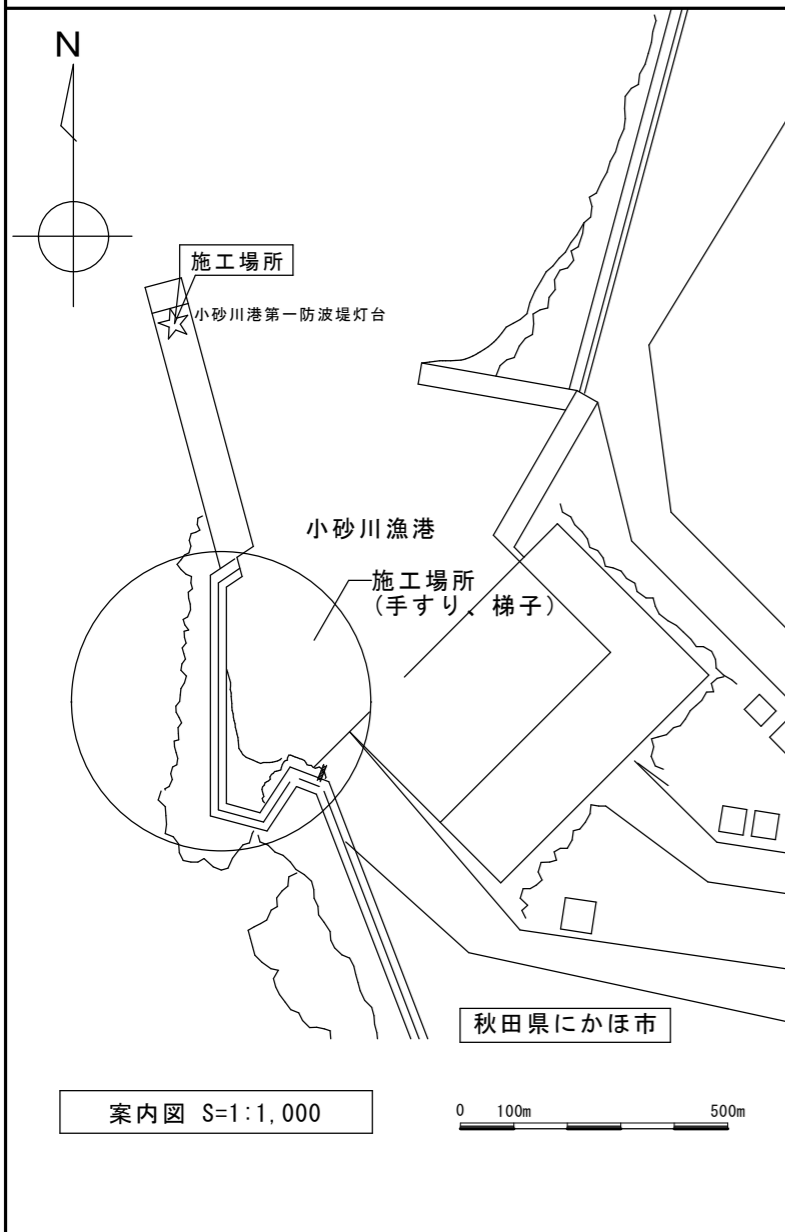
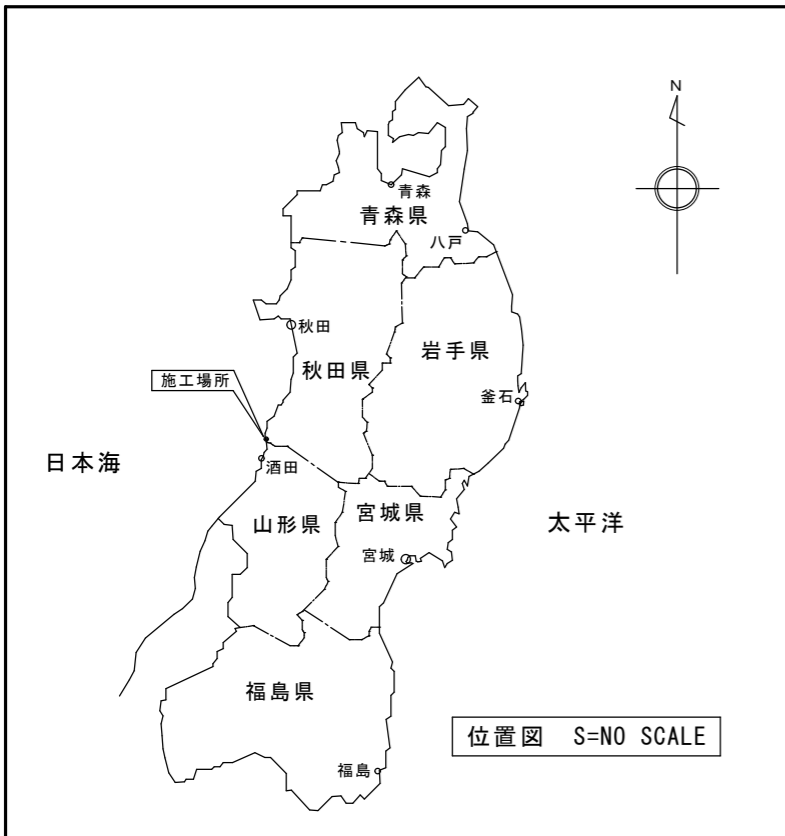
1. 工事件名 小砂川港第一防波堤灯台撤去工事
2. 工事場所 秋田県にかほ市（小砂川港第一防波堤外端）
3. 工事期間 契約日から令和8年9月30日まで
4. 工事概要
 1. 仮設工事 一式
 2. 撤去工事 一式
 3. その他工事 一式
5. 管理事務所：秋田海上保安部 交通課
秋田県秋田市土崎港西1-7-35
電話：018-845-1624
6. 発注元：第二管区海上保安本部 交通部整備課
宮城県塩釜市貞山通3-4-1 塩釜港湾合同庁舎
電話：022-363-0111（代表）（内線2663）

II 一般共通事項

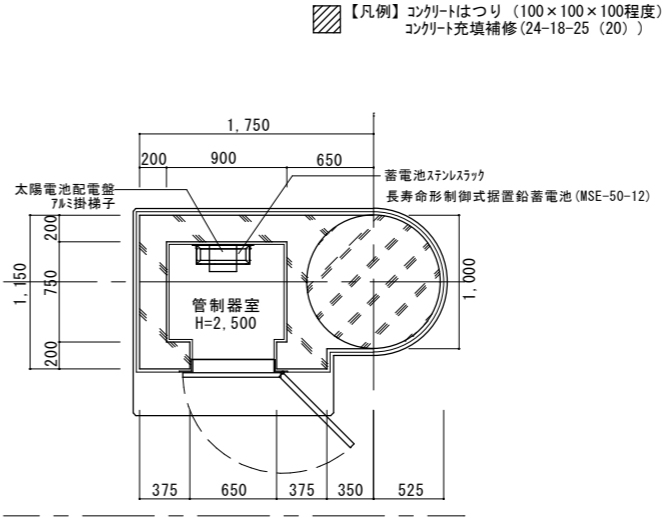
- | | |
|----------------|--|
| 1. 適用事項 | 本仕様書に記載されていない事項や詳細については、次による最新版とする。
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
「公共建築工事標準仕様書（建築工事・電気設備工事・機械設備工事編）」及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事・電気設備工事・機械設備工事編）」 |
| 2. 撤去材及び発生材の処理 | 撤去材及び発生材のうち、引継ぎを必要とするものは、整理のうえ「撤去品等発生通知書」を2部提出して確認を受け、監督職員の指示に従うものとする。
引継ぎを必要としないものについては、監督職員の指示による。 <ol style="list-style-type: none">1 撤去材の保管及び廃棄は確実に行う。2 廃棄処分する物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等、関連法令に従い適法に処理する。3 再使用する物については、指定する場所へ遅滞なく届ける。 |
| 3. 官給品 | 本工事において、官給品がある場合は監督職員の指示により、現場代理人又は主任技術者は次の処置をとる。 <ol style="list-style-type: none">1 官給品の受渡しについては、監督職員の立会いのもと数量等の確認を行い状態を点検して異常の有無を確認する。2 官給品の引渡しを受ける際には、現場に立会い、「官給品受領書」を2部提出する。3 官給品の保管場所・保管方法及び使用状況について指示を受けたときは、指示に従う。4 官給品の使用が終了した場合は、「官給品精算書」を2部提出して確認を受ける。 |
| 4. 主任技術者 | 本工事は公共性のある施設を対象とすることから、以下のいずれかの資格を有する主任技術者を配置し、また、該当する資格証明書の写しを提出し承諾を得ることとする。
建築士（二級以上、木造建築士を除く）
建築施工管理技士（二級以上、ただし「躯体」及び「仕上げ」を除く）
土木施工管理技士（二級以上、ただし「鋼構造物塗装」及び「薬液注入」を除く） |
| 5. 工事報告 | 工事の進捗・材料の搬出入・作業員の作業状況・気象状況などを記載した報告書を原則として、監督職員に提出する。 |
| 6. 疑義等の協議 | 設計図書に明記のない場合、又は工事内容に疑義を生じた場合及び現場の納まり又は取合いなどの関係で、設計図書によることが困難な場合もしくは不都合な場合は、監督職員と協議する。 |
| 7. 諸届け、打合せ | 受注者は、工事に必要な諸届け、申請を速やかに行う。また、監督職員の現場監督の際、リモートでの監督行為等にも対応できる環境を受注者で準備し、使用するアプリ等については監督職員と協議すること。 |
| 8. 臨機の処置 | 災害または公害が発生した場合は速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を監督職員に報告する。 |
| 9. 工程表・施工計画書 | 着工に先立ち実施工程表及び施工計画書（石綿を含有する資材等の調査を含む。）を作成し、監督職員の承諾を受けること。ただし、軽微な工事で監督職員の指示による場合は省略できるものとする。 |
| 10. 工事完成図書 | 工事完成後、次の1から4の内容をA4ファイルに整理して1部監督職員に提出する。
特に工事完成後、外部から確認することができない部分の撮影を忘れぬように十分注意するとともに、被写体の寸法が判明するようスケール、ポール及び箱尺などを使用し撮影する。 <ol style="list-style-type: none">1 工事概要2 完成図書(竣工図は、A3版とする。電子データ「JW-CAD」含む。)3 工事写真（施工前、施工中、施工後及び完成写真）4 その他参考資料 |
| 11. 施設の保全 | 工事中は、各種機器また既存部分に支障を与えないよう十分な養生を行う。 |
| 12. 検査 | 受注者は、工事完成後、完成届を発注者に提出し、工事完了検査を受検する。検査合格後、契約に基づき、工事代金の支払いを行う。 |

Ⅲ 建築工事仕様

1. この共通仕様書は、小砂川港第一防波堤灯台撤去工事に適用する。
2. 図面、本特記仕様書及び現場説明書に記載してある事項以外は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（建築工事・電気設備工事・機械設備工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事・電気設備工事・機械設備工事編）による。
3. 全ての設計図書は、相互に補完するものとする。ただし、設計図書に相違がある場合の優先順位は、次の（１）から（４）の順番のとおりとし、これにより難しい場合は監督職員と協議する。
 - （１）現場説明書及び現場説明に対する質問回答書
 - （２）本特記仕様書
 - （３）図面
 - （４）公共建築工事標準仕様書（建築工事・電気設備工事・機械設備工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事・電気設備工事・機械設備工事編）
4. 灯塔の撤去
撤去にあたっては適切な仮設・養生を施し、周囲にタイル片やモルタル、コンクリート片を飛散させない。
5. その他工事
撤去後は、現況防波堤天端から10cm程度の深さまではつり、24-18-25(20)のレディーミクストコンクリートを打設し補修を行う。



付属施設現況図 S=1:20



撤去品一覧

品名	数量
ステンレス梯子	3
ステンレス転落防止手すり	4
ステンレス手すり	1
7&M掛梯子	1
7&M防水扉	1
記念額	1
ステンレス手掛金物	1
ステンレス梯子掛金物	1
ステンレス換気孔	1
灯器台	1
蓄電池ステンスラック	1
LED灯器 (II型赤)	1
太陽電池装置B型 (12V-9.9W)	1
太陽電池架台	1
太陽電池配電盤	1
長寿命形制御弁式据置鉛蓄電池 (MSE-50-12)	1
ステンスラック	2

※上記に付随する配線・配管も撤去に含む

工事件名	小砂川港第一防波堤灯台撤去工事	令和8年度
箇所名		図番 1/1
図面名称	位置図、案内図、踊場平面図、管制器室平面図、灯塔立面図、付属施設現況図	縮尺 原図
		図示 A2
	第二管区海上保安本部 交通部	設計 年月 R8.5
		門 監